

# Go To Eat キャンペーン食事券取扱店誓約事項

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

## 1【基本事項】

- 飲食サービスの提供なく食事券の換金を行いません。
- 食事券を使用できない商品に対して、食事券での支払いを受付けません。
- 食事券の再販、再流通を致しません。
- 食事券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 食事券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 食事券の利用期間中(利用開始日～2021年3月31日)は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 食事券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 食事券の取扱に対して富山県Go To Eatキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号(ホームページに掲載)について同意します。

## 2【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ◆次のいずれかに該当します。
  - ・当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
  - ・当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eatキャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

## 3【行政への協力】

- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

## 4【ガイドラインに基づく取組等】※取り組みいただいている店舗の写真を、2枚以上ご提出いただきます。

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
  - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
  - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
  - ・他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間を

パーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、下記コロナ対策ツールを必ず利用致します。
  - ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
  - ①コロナ接触確認アプリ告知ツール
  - ②コロナ接触確認アプリ告知チラシ
  - ③外食時のお願いポスター
  - ④感染防止対策チェックリストポスター

当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。

・できる限り混雑する時間帯を避けること。

・大人数での会食や飲み会を避けること。

・デリバリーやテイクアウトを活用すること。

・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。

・食事の前に手洗い・消毒をすること。

・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。

・食事中以外はマスクを着用すること。

・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。

## 5【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【富山県Go To Eatキャンペーン事務局】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【富山県Go To Eatキャンペーン事務局】により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eatキャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名:

代表者:

代表者印

富山県 GoToEat キャンペーン事務局  
〒930-0003 富山県富山市桜町 1-1-36 富山地铁ビル 2 階  
TEL 076-431-7591 FAX 076-431-7598  
e-mail toyama-gotoeat5775@jtb.com